

蛍光管処理業務委託仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）の管理する小・中学校及び保育所・認定こども園（以下「学校・園」という。）から排出される蛍光管の収集運搬及び処分業務（以下「処理業務」という。）委託の内容及びその他必要事項を示すとともに、業務委託にかかる条件等について定めるものである。

1 業務委託

- (1) 件名 令和7年度蛍光管処理業務委託
- (2) 期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 排出場所

別表一覧のとおり（学校・園等の統廃合により、排出場所数の変更の可能性あり。）

3 業務内容

- (1) 受注者は、学校・園から発生する蛍光管を関係法令等遵守のうえ、適正に収集運搬及び処分を行う。
- (2) 受注者は、発注者から委託された蛍光管の処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、履行期間中に処理業務を第三者に委託する必要が生じた場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処理業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- (3) 受注者は、蛍光管の収集・運搬の際、施設や敷地などの財産に損害を与えないよう留意すること。業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失したときは、受注者がその損害を賠償すること。また、従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受注者が全責任を負うものであることとし、蛍光管の飛散等の防止にも努めること。
- (4) 受注者は、蛍光管の収集運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等は行わないこと。
- (5) 蛍光管の積み込みは受注者が行い、回収するものとする。
- (6) 収集場所にある全量を回収し、排出事業所職員の了承なしに積み残しはしないものとする。また、収集にあたっては分別状況を確認し、分別できないごみを発見した場合は、集積所にて選別の上、適正に分別処分を行うこと。

(7) 受注者は、その他蛍光管の処理業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

4 廃棄物の種類

水銀使用製品（蛍光管）産業廃棄物

5 排出予定数量及び収集回数

(1) 予定処理数量

1,397本（約350kg）

収集・運搬に必要な蛍光管の収納容器については、事前に発注者と調整のうえ、受注者が用意すること

(2) 収集回数

各箇所 1回（収集日については契約後協議し決定することとする。）

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(1) 発注者及び受注者は上記4の産業廃棄物の収集運搬及び処分につき、種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。

(2) マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要事項を記載し必要量提供する。

(3) 本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については従来どおりとする。また、収集した廃棄物の中で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

7 責任

(1) 受注者

受注者は、奈良市から委託された蛍光管を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が奈良市の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者

発注者は、委託契約する蛍光管の適正処理のために必要な情報として、以下の情報を予め受注者に提供するほか、適宜または、受注者との協議により必要な情報を受注者に提供する。

また、発注者は排出する蛍光管に関する情報に変更が生じた場合にも、受注者に対して情報を提供する。

8 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

9 代金の請求等

処理代金は、処理量に契約単価を乗じて算出し、奈良市の指定する方法により請求すること。(1円未満の端数は切り捨て)

10 特記事項

- (1) 本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受注者において申告納付するものとする。
- (2) 作業に係る養生等の仮設費及び備品などの諸経費も委託料に含めるものとする。
- (3) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。